

令和8年度 長井市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

被保険者の健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図ることを目的に、長井市は保険者としての役割を重視した保健事業を効果的かつ効率的に実施するため、実施計画を定める。なお、この計画は、「長井市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」（以下、データヘルス計画）を基本理念とし、データヘルス計画を補完するものである。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施

糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。

特定健康診査受診率向上に向けて、未受診者対策を実施する。さらに若年者の生活習慣病予防と早期発見、及び制度対象年齢となる前からの受診意識付けのため、若年者健康診査を実施する。

(2) 健康教育・健康相談等の実施

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、また、歯周疾患を予防するため、地域の特性に配慮した健康教育や健康教室、個々の被保険者の特性に応じたきめ細かい健康相談、その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を実施する。

(3) 実施体制の整備等

事業を円滑に実施するため、関係部署及び関係機関・団体と連携を図るとともに、事業の従事者に対して研修の機会を確保し、その資質の向上に努める。

3 事業内容

事業区分	事業名	事業内容等
健康診査	特定健康診査	<p>【目的】 特定健康診査等実施計画に基づき、内臓脂肪症候群に着目した健康診査を公益財団法人やまがた健康推進機構又は指定医療機関に委託して実施し、疾病の早期発見及び生活習慣病予防に努めることを目的とする。</p> <p>【受診率目標】 57.0%（データヘルス計画より）</p> <p>【対象者】 40歳以上75歳未満の被保険者</p> <p>【実施方法】 〈集団健診〉 公益財団法人やまがた健康推進機構に委託 〈個別健診〉 指定医療機関に委託</p> <p>【実施時期】 〈集団健診〉 令和8年5月～11月（詳細別紙） 〈人間ドックは、令和8年5月～令和8年1月） 〈個別健診〉 令和8年6月～令和8年2月</p> <p>【実施場所】 〈集団健診〉 保健センター・各地区コミュニティセンター・南陽検診</p>

		<p>センター等 (詳細別紙)</p> <p>〈個別健診〉 下記指定医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立置賜長井病院 ・ 松下クリニック ・ 外田医院 ・ 仁陽堂外田医院 <p>【自己負担額】 無料</p> <p>【案内・申込方法】</p> <p>〈集団健診〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①令和8年1月中旬に「健診意向調査」を市から送付 ②令和8年2月15日まで「健診意向調査はがき」を健診希望者が提出 ③健診日の2、3週間前頃を目途に「健診票」を送付 ④市が指定する日に、指定の会場で受診 <p>〈個別健診〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①② 〈集団健診〉と同じ ③令和8年5月下旬に「受診券」を送付 ④受診者が受診希望の指定医療機関に直接予約の上、健診日時を決定 ⑤予約した日時に受診 <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健診申込者で、市が指定する日に受診できない者は、他の日程でも受診することができるものとする。 ・ 特定健康診査の結果を集計・分析し、今後の保健事業実施計画策定等の基礎資料とする。 ・ 検査の結果、要精密検査等となった者に回報書を作成し、医療機関の受診勧奨を実施する。
健康診査	若年者健康診査	<p>【目的】</p> <p>「令和8年度長井市国民健康保険若年被保険者健康診査事業実施要領」に基づき実施し、健康診査の受診機会が少ない若年被保険者に健康診査の機会を提供することにより、疾病の早期発見及び生活習慣病予防に努めるとともに、健康診査の受診習慣を身につけさせる。</p> <p>【受診率目標】 27.0% (データヘルス計画より)</p> <p>【対象者】 19歳以上40歳未満の被保険者</p> <p>【実施方法】 集団健診</p> <p>【実施時期】 令和8年5月～11月 (詳細別紙)</p> <p>【実施場所】 保健センター・各地区コミュニティセンター等 (詳細別紙)</p> <p>【自己負担額】</p>

		<p>無料</p> <p>【案内・申込方法】 特定健康診査と同じ</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診申込者で、市が指定する日に受診できない者は、他の日程でも受診することができるものとする。 ・検査の結果、要精密検査等となった者に回報書を作成し、医療機関の受診勧奨を実施する。
健康診査	心電図、貧血、眼底、血清クレアチニン検査の実施（検査項目追加事業）	<p>【目的】 基本的な健診項目では発見できない疾病の早期発見のため</p> <p>【対象者】 19歳以上75歳未満の被保険者</p> <p>【実施方法】 特定健康診査実施時に行う</p> <p>【自己負担額】 無料</p> <p>【その他特記事項】 検査の結果、要精密検査となった者に回報書を作成し、医療機関の受診勧奨を実施する。</p>
健康診査	HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）検査の実施（検査項目追加事業）	<p>【目的】 糖尿病予防対策のため</p> <p>【対象者】 40歳以上75歳未満の被保険者</p> <p>【実施方法】 特定健康診査実施時に行う</p> <p>【自己負担額】 無料</p> <p>【その他特記事項】 検査の結果、要精密検査となった者に回報書を作成し、医療機関の受診勧奨を実施する。</p>
健康診査	推定尿中食塩摂取量測定の実施（検査項目追加事業）	<p>【目的】 高血圧予防対策のため</p> <p>【対象者】 40歳以上75歳未満の被保険者</p> <p>【実施方法】 特定健康診査実施時に行う</p> <p>【自己負担額】 無料</p>

健康診査	特定健康診査未受診者対策事業	<p>山形県国民健康保険団体連合会の「特定健診・特定保健指導受診率向上対策事業」を活用し、未申込者および未受診者に対する個別勧奨事業を実施する。</p> <p>その他、受診率向上につながる対策を講じるとともに、特定健康診査の趣旨普及に努める。</p>
保健指導	特定保健指導	<p>【目的】 特定健康診査等実施計画に基づき、対象者に対して生活習慣の改善の助言を行い、疾病予防を支援する。</p> <p>【実施率目標】 72.0%（データヘルス計画より）</p> <p>【対象者】 40歳以上75歳未満の特定健康診査受診者のうち、特定保健指導基準に該当する者</p> <p>【実施方法】 〈積極的支援〉公益財団法人やまがた健康推進機構に委託 〈動機付け支援〉人間ドック受診者の該当者は公益財団法人やまがた健康推進機構に委託。その他の対象者は市独自に実施。</p> <p>【実施時期】 通年（随時）</p> <p>【実施場所】 長井市役所・南陽検診センター・自宅</p> <p>【自己負担額】 無料</p> <p>【通知方法】 人間ドック受診者は受診日当日に通知する。 その他は個別に電話または文書で通知する。</p>
保健指導	生活習慣病予備群に対する保健指導事業	<p>【目的】 生活習慣病予防等の健康に対する正しい知識を広め、健康の自己管理能力を育成する</p> <p>【対象者】 ①19歳以上40歳未満の若年者健診受診者で、特定保健指導基準に該当する者 ②人間ドック受診者で腹囲、BMI非該当（非肥満者）で血圧・血中脂質・血糖検査等で保健指導が必要な者</p> <p>【保健指導該当率目標】 ①のみ 2.5%以下（データヘルス計画より）</p> <p>【実施方法】 電話または文書で上記対象者に対し通知し、個別に保健指導を実施する。</p> <p>【実施時期】 通年（随時）</p> <p>【実施場所】</p>

		<p>長井市役所・自宅</p> <p>【自己負担額】 無料</p> <p>【通知方法】 個別に電話または文書にて通知する。</p>
保健指導	医療機関受診勧奨者対策事業	<p>【目的】 糖尿病、慢性腎臓病、脂質異常症の重症化予防のため</p> <p>【対象者】 特定健康診査の結果、糖尿病、慢性腎臓病、脂質異常症の疑いがある者</p> <p>【実施方法】（重点項目等） 血糖、脂質、腎機能検査において受診勧奨値を超えた者に対し、回報書を発行し、医療機関の受診を促す。</p> <p>【実施時期】 通年（随時）</p> <p>【自己負担額】 無料</p> <p>【通知方法】 個別に回報書を送付する。</p> <p>なお、健診結果および医療機関等の受診状況等を総合的に判断し、糖尿病の重症化リスクが高いと判断した者には、訪問や電話による医療機関受診勧奨も実施する。</p>
保健指導	生活習慣病治療中断者医療機関受診勧奨事業	<p>【目的】 糖尿病重症化予防のため</p> <p>【対象者】 過去に糖尿病の治療履歴があるにもかかわらず、一定期間、糖尿病の治療を目的として医療機関を受診していない者</p> <p>【実施方法】 上記対象者に対し、個別に医療機関の受診を促す。特定健康診査受診勧奨については、山形県国民健康保険団体連合会の「特定健診・特定保健指導受診率向上対策事業」を活用し、個別勧奨事業を実施する。</p> <p>【実施時期】 令和8年5月～令和9年3月</p> <p>【自己負担額】 無料</p> <p>【通知方法】 対象者に対して、郵便または訪問や電話により、医療機関受診勧奨を実施する。なお、対象者が特定健康診査を受診していない場合は特定健康診査の受診勧奨も併せて実施する。</p>

保健指導	疾病重症化 予防事業（疾 病予防教室）	<p>【目的】 生活習慣病の重症化予防に着目して、要指導者への保健指導及び運動指導を実施し、発症予防や健康管理の意識づけを図る。</p> <p>【対象者】 特定健康診査受診者（40歳以上75歳未満）で検査値が保健指導判定値の者</p> <p>【実施方法】 医師・保健師・看護師・管理栄養士・健康運動実践指導者等による保健、栄養に関するレクチャーと、運動指導を実施する。</p> <p>【実施時期】 令和8年7月～令和9年3月</p> <p>【実施場所】 長井市役所・保健センター・各地区コミュニティセンター</p> <p>【自己負担】 無料</p> <p>【通知方法】 対象者に案内を送付する。</p>
保健指導	糖尿病性腎 症重症化予 防事業	<p>【目的】 糖尿病を主原因とする人工透析の予防を図る</p> <p>【対象者】 健診結果および医療機関等の受診状況等を総合的に判断した結果、糖尿病性腎症の病期が第2期～第4期と思われる者のうち、保健指導が必要と主治医が判断した者</p> <p>【実施方法】 ①糖尿病性腎症の病気が第2期～第4期の者に事業についての案内を送るとともに、主治医が対象者へ勧奨する。 ②保健師が対象者に事業について説明し、同意書に記入してもらう。 ③主治医より指示書を記入してもらう。 ④保健師や管理栄養士による訪問指導を対象者一人につき6か月間実施する。</p> <p>【実施時期】 令和8年5月～令和9年3月</p> <p>【自己負担】 無料</p>
健康づく り	運動不足解 消教室	<p>【目的】 運動習慣を身につけ、生活習慣病予防と健康増進を図る</p> <p>【対象者】 長井市に住所を有する満20歳以上の者のうち、参加を希望する者（主治医より運動制限されている者を除く）</p> <p>【目標】 20人以上/1回（データヘルス計画より）</p>

		<p>【実施時期】 通年（月 1 回、年間 21 回開催）</p> <p>【実施場所】 生涯学習プラザ等</p> <p>【自己負担額】 200 円/1 回（保険料負担として）</p> <p>【実施方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長井花のまちスポーツクラブ（花スポ）に委託し実施する。 ・年度当初に市報により開催を告知する。 ・花スポに対して、事前に参加申し込みが必要とする。 <p>【事業内容詳細】 ヨガ、体幹トレーニングなどの軽運動教室を、外部講師の指導のもと実施する。</p> <p>【その他特記事項】 介護予防の観点も取り入れるため、長井市内に住所を有する者であれば、長井市国民健康保険の被保険者でない者の参加も可能とする。</p>
健康づくり	ウォーキング教室	<p>【目的】 運動の基本であるウォーキングの習慣を身につけ、生活習慣病予防と健康増進を図る</p> <p>【対象者】 長井市に住所を有する満 20 歳以上の者のうち、参加を希望する者（主治医より運動制限されている者を除く）</p> <p>【目標】 20 人以上/1 回（データヘルス計画より）</p> <p>【実施時期】 令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月（年間 20 回開催）</p> <p>【実施場所】 生涯学習プラザ等</p> <p>【自己負担額】 200 円/1 回（保険料負担として）</p> <p>【実施方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長井花のまちスポーツクラブ（花スポ）に委託し実施する。 ・年度当初に市報により開催を告知する。 ・花スポに対して、事前に参加申し込みが必要とする。 <p>【事業内容詳細】 外部講師の指導のもと、ヘルスウォーキング又はウォーキングポールを使ったウォーキングを実施する。</p> <p>【その他特記事項】 長井市内に住所を有する者であれば、長井市国民健康保険の被保険者でない者の参加も可能とする。</p>

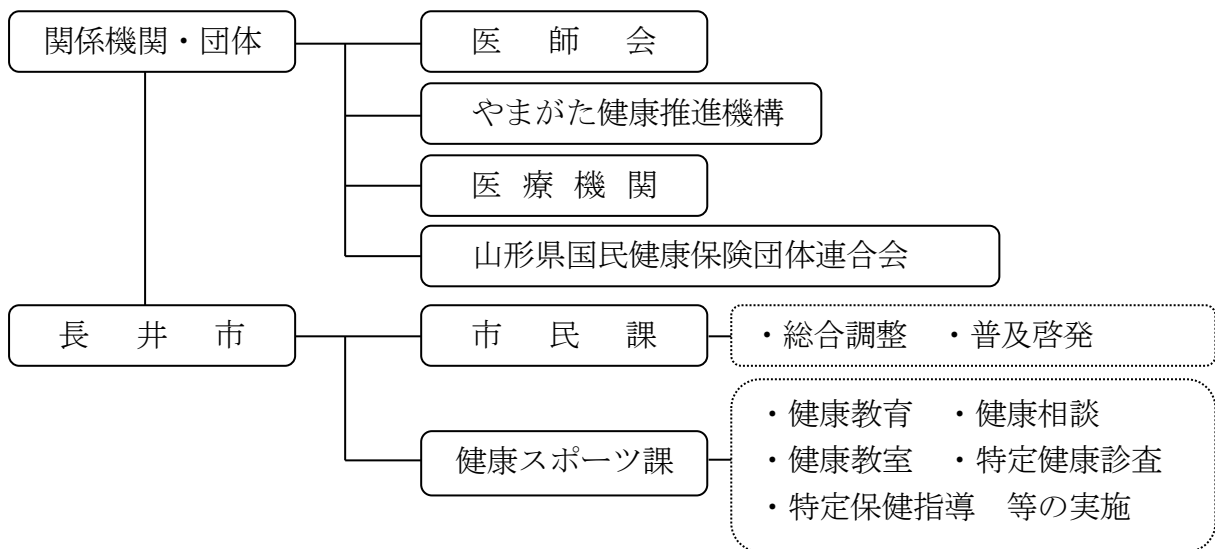
健康づくり	歯科保健対策事業	<p>【目的】 歯周疾患予防指導の充実を図る</p> <p>【対象者】 全被保険者（特に幼児、学生および高齢者） ①長井市内の保育施設に通う者であれば、長井市民ではない者や長井市国民健康保険の被保険者ではない者も対象とする。 ②長井市内の小・中・養護学校に通う者であれば、長井市国民健康保険の被保険者ではない者も対象とする。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 ①保育施設を会場に、主に年長児とその保護者に対するブラッシング指導を実施 ②市内の学校（小・中・養護学校）を会場に、児童・生徒に対するブラッシング指導を実施 ③ミニデイサービスや老人会開催時に、高齢者に対するブラッシング指導を実施</p>
医療費適正化	医療費通知事業	<p>【目的】 医療費の適正化を図るため、また、被保険者に医療機関等の受診に係る医療費の状況を把握してもらうため、医療機関等の受診実績のある被保険者に対して、医療費通知を送付する。また、マイナポータルにおける医療費の確認方法を周知する。</p> <p>【実施方法】 通知の作成を国保連合会に委託する。（世帯単位での通知） 市報及びホームページへマイナポータル上での医療費確認方法を掲載する。</p> <p>【通知内容】 対象診療：医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復、あんま、はり、きゅう、補装具および入院時食事療養費 記載内容：医療機関等の名称、診療年月、診療区分、入外区分、受診日数（食事回数）、医療費総額、自己負担相当額</p> <p>【実施時期】 令和 9年 1月（対象診療月：令和 7年 11月～令和 8年 10月）</p>
医療費適正化	後発医薬品使用促進通知事業	<p>【目的】 ジェネリック医薬品の利用促進により、調剤に係る医療費の軽減を図る</p> <p>【実施方法】 通知の作成を国保連合会に委託する。 通知は個人単位とする。</p> <p>【通知内容】 ジェネリック医薬品への切り替えが可能な医薬品名、実際に自己負担し</p>

		<p>た金額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額</p> <p>【実施時期】</p> <p>令和 8年 6月 (対象診療月：令和 8年 2月) 令和 8年 8月 (対象診療月：令和 8年 4月) 令和 8年 10月 (対象診療月：令和 8年 6月) 令和 9年 2月 (対象診療月：令和 8年 10月)</p> <p>【使用率目標】</p> <p>87.0%以上 (データヘルス計画より)</p> <p>【その他】</p> <p>国保連合会から提供される各種データにより、ジェネリック医薬品の利用状況を把握するとともに、ジェネリック医薬品普及促進通知の効果を「切り替え率」および「効果額」で把握する。</p> <p>【通知送付の1年後の切り替え率の目標】</p> <p>25%</p>
医療費適正化	広報活動	<p>【目的】</p> <p>健康及び医療に関する正しい知識の普及啓発と健康への意識の高揚を図る</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健カレンダーへの記事の掲載 ・市報への特集記事の掲載 (令和9年2月に実施) ・市報及びホームページにて随時広報活動を展開
医療費適正化	重複・頻回受診、重複・多剤服用者保健指導事業	<p>【目的】</p> <p>医療機関等の受診の適正化を図る</p> <p>【対象者】</p> <p>重複・頻回受診、重複・多剤服用が見られる者</p> <p>【通知対象者の服薬情報改善率目標】</p> <p>80.0% (データヘルス計画より)</p> <p>【実施時期】</p> <p>令和8年9月～令和9年3月</p> <p>【実施方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療・年金係において、対象者をレセプトから抽出し、対象者別に「特別訪問指導表」を作成の上、健康スポーツ課に依頼。 ②健康スポーツ課において、対象者を個別訪問し、指導を行うとともに、「特別訪問指導表」に保健指導実施状況を記載の上、医療・年金係に回答。 ③指導後の受診状況等をレセプト及び本人への聞き取り等により確認する。
その他	各種がん検診の受診勧奨	<p>【目的】</p> <p>がんの早期発見により、重症化予防及び早期治療を促進する</p> <p>【対象者】</p> <p>40歳以上の者</p>

		<p>ただし、子宮頸がん検診は20歳以上の者 乳がん検診は35歳以上の者</p> <p>【実施方法】</p> <p>①35歳～39歳の女性へ乳がん検診の無料受診券を送付する。 ②令和8年8～12月頃に、がん検診の申し込みがなかった者、がん検診を申し込んだが受診歴がない者に受診勧奨を行う。 ③保健カレンダーや市報等の広報にて受診勧奨を行う。</p>
その他	疾病分類統計の作成	<p>【目的】</p> <p>長井市の国民健康保険被保険者の医療機関の受診状況を詳細に把握し、今後の保健事業の展開に活用する。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会及び委託業者にデータの作成および集計を委託する。 ・国保連合会及び委託業者から提供されるデータを集計・分析し、今後の計画策定等の基礎資料とする。

4 実施体制

保健事業の円滑な実施を図るための実施体制は、次のとおりとする。



別紙 令和8年度集団健診日程

	健診月日	曜日	健診会場	対象地区
1	6月9日	火	平野コミュニティセンター	子坂、木口、宮地、中里(平山)、桜町、浦原
2	6月10日	水	平野コミュニティセンター	北向、館(九野本)、善並、伊勢堂、岩柄、大久保、長渡
3	6月11日	木	平野コミュニティセンター	石塚、谷地寺、川窪、大屋敷、館野、窪(九野本)
4	6月23日	火	伊佐沢コミュニティセンター	大石、山の神、上、上の台、館久保
5	6月24日	水	伊佐沢コミュニティセンター	中伊佐沢北、中伊佐沢南、下伊佐沢、芦沢
6	7月3日	金	保健センター	清水町
7	7月4日	土	保健センター	館町南
8	7月23日	木	保健センター	花作町、新町
9	7月24日	金	保健センター	日の出町、四ツ谷
10	7月31日	金	保健センター	横町、緑町
11	8月1日	土	保健センター	東町、十日町
12	8月18日	火	保健センター	中道
13	8月19日	水	保健センター	館町北、金井神、幸町
14	8月28日	金	保健センター	台町、片田町
15	9月9日	水	豊田コミュニティセンター	八景、福田、羽黒、町屋敷、田仲
16	9月10日	木	豊田コミュニティセンター	波華、波化、水口、向、下歌丸、町、田中、本郷、窪(歌丸)、東、水木、一本木、河井
17	9月11日	金	豊田コミュニティセンター	親道、新田一、新田二、今泉上、今泉中、今泉下、今泉緑町一、今泉緑町二
18	9月16日	水	西根コミュニティセンター	五祭所、平田、上野、上郷、山岸、福田、谷地、中の目、高堰
19	9月17日	木	西根コミュニティセンター	川北、川中、川南、中里(草岡)、草西、大沖、桐館
20	9月18日	金	西根コミュニティセンター	新町(草岡)、仁府、岡、平、高野、唐梅、御釜、蔵京、里巻
21	9月30日	水	保健センター	高野町、大町
22	10月7日	水	致芳コミュニティセンター	あけぼの町、萩、館(成田)、芳野、上宿、三島、久保町、中央、南東、北東
23	10月8日	木	致芳コミュニティセンター	新町(成田)、本宿、中宿、西組、下宿、西館、八反田、蛇塚
24	10月9日	金	致芳コミュニティセンター	酒町、宮内、袋、岡鼠原、白兔西、白兔中、白兔東
25	10月16日	金	保健センター	屋城町、舟場
26	10月17日	土	保健センター	あら町、神明町、本町南
27	11月6日	金	保健センター	森上、森中、森入、穴堰、柏林、生僧
28	11月26日	木	保健センター	本町北、ままの上、栄町、宮原、野川